

15 . 農業分野

農業（１）	小麦の内外価格差の是正		
規制の現状	<p>ウルグアイラウンド合意により小麦は関税化されたが、二次税率における輸入禁止の高関税率と関税の 4.61 倍（2001 年度）もの「麦等輸入納付金」（マークアップ）のため、民間貿易の実績はほとんどなく、依然として国家貿易体制が維持されている。また、小麦の政府売渡価格は、依然として、価格面で安い外国産小麦による輸入差益を国産小麦の価格支持の補填に充てることを基本とした、いわゆる内外麦コストプール方式により決定されている。</p>		
要望内容 と要望理由	<p>（要望） 国内産小麦の生産性向上を図るべく、小麦の政府買入価格について、目標を定めて段階的に引き下げるとともに、政府売渡価格を継続的に引き下げるべきである。 一般輸入におけるマークアップの一層の引き下げを図るべきである。国民の理解と同意が得られるよう、対象農家を限定しつつ直接所得補償を行なうなどの政策転換を行なう必要がある。国内産麦の位置づけ、国内産麦の生産振興とその費用負担のあり方などをめぐる検討をさらに深め、内外価格差の是正に直結する制度を構築すべきである。</p> <p>（理由） 「新しい麦政策大綱」に基づき、2000 年度から国内産麦の民間流通への移行が図られ、入札・相対取引、品質取引が導入されたことは、小麦に関する内外価格差の是正と国内産麦の品質向上の観点から、一定の評価はできる。しかし、安価な小麦粉調整品及び二次加工品による攻勢と国産原料の高価格との板挟みの状況に追い込まれている国内食品工業の経営状況は厳しく、このままでは生産の空洞化が本格化する惧れがある。また、小麦の民間流通への移行が進展（2001 年度産で民間流通比率は 99.7%となる予定）する中で、消費者負担型の価格支持制度は、消費者の視点を重視すべき農政改革に逆行している。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第 66 条、第 68 条 同法施行令第 41 条、第 43 条		
所 管 官 庁	食糧庁	担当課等	総務部企画課

農業（２）	国産ビール大麦購入義務化の廃止および外国産麦芽の関税無税化		
規制の現状	<p>ビール原料である麦芽については関税割当制度がとられており、基本的に国内需要見込み数量から国内生産見込み数量を控除した数量の輸入に対して、一次税率が適用されて関税が無税となる。</p> <p>本制度の運用に当たっては、契約栽培に基づく国産ビール大麦の購入が前提とされており、ビールメーカーにとっては、国産ビール大麦の購入が実質上義務付けられている。</p>		
要望内容 と要望理由	<p>（要望） ウルグアイランド合意によりビール関税が撤廃（2002年）されたことを踏まえ、その原料となる国産ビール大麦と輸入麦芽との実質的な抱合わせ購入義務を廃止すべきである。併せて、外国産麦芽の関税無税化を早急に実施すべきである。</p> <p>（理由） 政府は現行制度を維持する理由として、以下の2点を挙げている。 麦芽の関税割当制度の運用に当たっては、ビール用大麦について、従来から業界と生産者団体との間の自主的協議により契約が結ばれている。これにより、国内需要量見込みからこの契約に基づく国産ビール大麦の引取量を差し引いたものにつき、麦芽関税割当制度に一次税率（無税）枠を設定している。 麦芽の関税割当に当たり参酌している国産ビール大麦の引取量は、業界と生産者団体の自主的協議により決定されているものであり、無税での輸入麦芽数量と国内産ビール大麦の引取数量をセットする、いわゆる抱合わせ制度は行なわれていない。</p> <p>しかしながら、外国産麦芽の1次税率の関税割当数量は事実上、国産ビール大麦の購入を前提としたものである。また、これまでの国産ビール大麦に係る契約栽培は民間ベースの自主的協議のみによっているとは言えず、生産側の要請により行政が関与してきたことは紛れもない事実である。 国産ビール大麦による麦芽の価格は輸入麦芽の6倍程度になっている。この結果、ビール業界全体で約120億円（平成14年産見込み）の負担増を強いられている。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	<p>関税定率法 関税暫定措置法 関税割当制度に関する政令</p>		
所 管 官 庁	農林水産省	担当課等	生産局農産振興課

農業（３）	砂糖の価格制度のさらなる見直し		
規制の現状	<p>砂糖の内外価格差を縮小し、国内消費を拡大するため、1999年9月に策定された「新たな砂糖・甘味資源政策大綱」に基づき、粗糖関税の撤廃、及び糖価安定資金を財源とした価格引下げなど砂糖価格制度の見直しが進められている。</p> <p>しかし、生産農家対策等の対策コストを調整金として徴収し、結果として多大な消費者負担により国内砂糖価格を支持するという基本的な枠組みは改善されておらず、今後、制度のさらなる見直しを図る必要がある。</p>		
要望内容 と要望理由	<p>（要望）</p> <p>現行の調整金徴収制度を見直すとともに、国内産糖の位置づけ、国内産糖の生産振興とその費用負担のあり方などについて検討を深め、最低生産者価格、及び国内砂糖価格の引下げが実現するようにすべきである。新しく導入された入札制度については、輸入糖売戻価格を基準とした市場原理に基づく適正な価格設定がなされるよう改善すべきである。</p> <p>（理由）</p> <p>「新たな砂糖・甘味資源政策大綱」に基づいた種々の見直しは、市場を踏まえた適正な価格形成という観点から、一定の評価はできる。しかしながら、現行制度の下では、大きな内外価格差が残るものと考えられ、さらなる見直しが求められる。</p> <p>従って、価格制度を抜本的に見直し、消費者・ユーザーに合理的な価格で安定的に砂糖を供給するため、より適正な価格形成が行われるようにすべきである。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	<p>糖価調整制度 砂糖の価格調整に関する法律</p>		
所 管 官 庁	農林水産省	担当課等	生産局特産振興課

農業（４）	無糖ココア調整品の関税割当の拡大等		
規制の現状	<p>1988年４月より、チョコレート関税の引下げに伴う対策として、チョコレートに利用される無糖ココア調整品の関税割当枠(無税)が設定されている(国産粉乳１の使用に対して、２.６の無糖ココア調整品の関税割当枠)。</p>		
要望内容 と要望理由	<p>(要望) 菓子業界等食品工業の原料調達問題を改善する観点から、無糖ココア調整品の関税割当枠を拡大し、国産粉乳との抱合せ比率を緩和すべきである。 併せて、工場毎に記載が義務付けられている国産粉乳使用台帳、ココア調整品台帳の記載内容等を事業者負担の軽減等の観点から見直し、大幅に簡素化すべきである。</p> <p>(理由) ガット・ウルグアイ・ラウンド合意により、チョコレート関税(10%)は据え置かれたが、1988年当時と比較しても、円高の進行等により菓子業界にとっては海外製品との競争は激化しており、無糖ココア調整品を利用する国内菓子業界の競争力を弱める結果となっている。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	とうもろこし等の関税割当制度に関する省令第２条		
所 管 官 庁	農林水産省	担当課等	総合食料局食品産業振興課

農業（５）	調整食用脂の関税割当枠の拡大		
規制の現状	<p>バター等の乳脂肪を含む調整食用脂の関税割当に関しては、1995年度に制度改革が行われ、当時の輸入比率において大きなシェアを誇っていたニュージーランド産の調整食用脂について、別途関税割当枠が設定され、優先的に関税割当を受けることとされた。</p>		
要望内容 と要望理由	<p>（要望） ニュージーランド産以外の各国産の製品についても、乳脂肪を含む調整食用脂の関税割当枠の拡大を図るべきである。</p> <p>（理由） 現状では、ニュージーランド産以外の良質な調整食用脂に対するニーズが高まっており、これらの需要に即した品質・価格を有する調整食用脂の調達を可能にする観点から、関税割当枠を拡大し、ニュージーランド産以外の調整食用脂についても輸入を容易にすべきである。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	とうもろこし等の関税割当制度に関する省令第２条		
所 管 官 庁	農林水産省	担当課等	総合食料局食品産業振興課

農業（６）	現に耕作の目的に供していない農地の一時的転用の規制緩和【新規】		
規制の現状	市街化区域外の農地を工事用の用地として使用するにあたっては、県知事の農地転用許可を要する。		
要望内容 と要望理由	<p>（要望） 現に耕作の目的に供していない農地を工事のために一時的に使用する 場合、県知事による農地転用許可を不要とすべきである。</p> <p>（理由） 現在、申請から許可まで2ヶ月が必要となっている。申請には、現に耕 作の目的に供していないにもかかわらず、作付確約書を添付しなくては ならず、また、工事終了後には、現実に農地として何らかの作物の作付 けを行うように指導される。 こうした許可を撤廃することにより、工事コストの削減、工事期間の 短縮を図ることができる。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	農地法第5条		
所 管 官 庁	農林水産省	担当課等	経営局構造改善課